

## 「これからの北海道立近代美術館検討会議」傍聴要領

(令和4年(2022年)1月21日 生涯学習推進局長決定)

(趣旨)

- 1 附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準(平成28年3月30日教育委員会決定)第8の4(4)に基づき、会議の傍聴に係る取扱いを定めるものとする。

(傍聴者の決定)

- 2 傍聴は10名以内とし、先着順とする。受付は会議開催予定時刻までに会場入口付近の受付で、氏名・住所を受付簿に記入するものとする。  
ただし、報道関係者については別に傍聴を認める。

(傍聴することができない者)

- 3 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる者。
  - (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している者。
  - (3) 前二号のほか、生涯学習推進局長において傍聴を不相当と認める者。

(傍聴者が守るべき事項)

- 4 傍聴者は次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 飲食すること。
  - (3) 私語、談話、拍手等をする事。
  - (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
  - (5) 写真を撮影し、又は録音をする事。ただし、生涯学習推進局長の特別な許可を得た場合はこの限りでない。
  - (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(秩序の維持)

- 5 生涯学習推進局長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者又は事務局職員に指示することができる。
  - (1) 生涯学習推進局長は、傍聴者が前記4の規定に違反したときは、退場させることができる。
  - (2) 傍聴者は、生涯学習推進局長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴者の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
  - (3) 以上のほか、傍聴者は生涯学習推進局長の指示に従わなければならない。

(オンライン開催時の特例)

- 6 Web会議システムによるオンライン開催時の取扱いを次のとおり定める。
  - (1) 傍聴者の定員はWeb会議システムの使用に応じ別に定めるものとし、決定方法は上記2を準用する。
  - (2) 傍聴希望者は、別に定める期日までに、氏名・住所や電子メールアドレスなどを事務局に届け出るものとする。
  - (3) 事務局は決定した傍聴者に対し、届け出のあった電子メールアドレス宛てに、Web会議参加に必要なパスワードなど傍聴に必要な事項を連絡する。
  - (4) 傍聴者は、Web会議参加時に傍聴者のビデオ(カメラ)、マイクをオンにすることはできない。
  - (5) 通信回線や機器の不具合により傍聴者に不利益が生じたとしても、本会議はその責を負わない。
  - (6) 写真(静止画)の撮影、又は動画の記録(保存)及び録音をすることはできない。ただし、生涯学習推進局長の特別な許可を得た場合はこの限りでない。

(その他)

- 7 この要領に定めるもののほか、傍聴に係る取扱いに関し必要な事項は、生涯学習推進局長が別に定める。